



吉野第二地区  
土地区画整理

保留地をなくして  
地域住民の負担軽減を!!

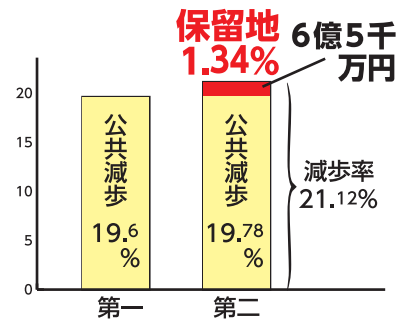
鹿児島市議会では、平成30年第三回定例会(9月議会)が開催されました。市長から「鹿児島都市計画事業吉野第二地区土地区画整理事業施行条例制定の件」が提案され、可決されました。大園たつや市議は、第二地区の事業計画(案)について質疑を行い、吉野(第一) 地区ではなかった「保留地」が第二地区では設定され、地域住民の負担が増えていることを明らかにしました。

保留地とは?

保留地とは、住民の皆さんから減歩した土地の一部を売却し、事業費に充てるもので、吉野(第一) 地区では地域の皆さんと協議の末、設定しませんでした。

吉野第二地区では、減歩した土地の1.3%を売却した6億5千万円を事業費として見込んでいます。

第一・第二の減歩率の比較



一方で県の負担は半分に?

吉野第二地区の資金計画

総事業費	453億円	
内訳	国	272億2千万円
	市	174億3千万円
	保留地	6億5千万円
その他		
県道整備補助金	3億9千万円	

土地区画整理事業の財源は資金計画の他に、県道整備に係る事業費を県が負担しますが、吉野(第一) 地区では10%だった割合が、吉野第二地区では、半分の5%、3億9千万円となっています。

10%だった場合は、7億8千万円なので、補助が減った分を、保留地によって地域住民にしわ寄せをしていると言わざるをえません。

事業の財源は国・県に求めるべき!!

地域住民にとっては、県道などの拡幅に最低限の土地を提供することは納得できても、お隣の吉野(第一) 地区ではとられなかった保留地が設定され、減歩率が大きくなることは、理解を得られないのではないのでしょうか。また、吉野(第一) 地区との不公平感を生み出しかねません。



吉野第二地区は今後、事業計画(案)の縦覧、住民からの意見書を受けて決定へと進んでいきます。「保留地をなくして地域住民の負担軽減をはかり、財源は国・県に求めるべき」と声を上げましょう!!

区画整理に関するご相談をお気軽にお寄せください